



平成 28 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 憲 郎
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニ
ニケーション室長 白 土 朋 之
(TEL. 03-5284-8326)

金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成 28 年 4 月 15 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にて開示しておりますとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、当社に課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされておりました。

その後、平成 28 年 5 月 10 日付「課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出について」にて開示しておりますとおり、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官へ提出いたしました。

これを受けて、審判官から金融商品取引法第 185 条の 6 の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、平成 28 年 5 月 23 日付にて、金融庁より納付すべき課徴金の額 2 億 5,848 万円及び納付期限を平成 28 年 7 月 25 日とする旨の決定を受けましたので、お知らせいたします。

なお、当該課徴金の納付につきましては、平成 27 年 8 月 6 日付「前代表取締役社長及び前取締役会長との合意について」にて開示しておりますとおり、課徴金相当額を前社長及び前会長が補填することで合意を得ておりますので、平成 28 年 12 月期の業績に与える影響はございません。

当社は、金融庁からの課徴金納付命令について真摯に受け止めており、今後二度とこの様な問題を起こさぬように、再発防止及び信頼回復に努めてまいります。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以 上